

## とりしんファームバンキング（データ伝送）サービス利用規定

### 1. とりしんファームバンキング（データ伝送）サービス

- (1) とりしんファームバンキング（データ伝送）サービス（以下「本サービス」といいます。）は、当金庫のコンピュータと契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理するパソコンを通信回線により接続の上、本申込書により契約したデータを伝送する場合に利用できるものとします。
- (2) 本サービスにより取り扱うデータは、総合振込、給与・賞与振込（以下「給与振込」といいます。）口座振替、入出金明細とします。
- (3) 給与振込については、当規定によるほか、当金庫との間で別に締結する「給与振込に関する契約書（データ伝送）」の定めに従うものとします。

### 2. 振込の取扱

- (1) 振込を指定できる取扱店は、当金庫の本・支店ならびに「全国銀行データ伝送システム」加盟金融機関の本・支店とします。
- (2) 振込を指定できる預金口座は、普通預金（総合口座を含みます。）および当座勘定とします。
- (3) 当金庫に振込を依頼するに際しては、事前に指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は当金庫が協力します。
- (4) データの伝送
  - ① 振込依頼は、所定の伝送時限までにデータ伝送により行ってください。
  - ② 前号の依頼とは別に、当金庫事務センターへ振込依頼明細の合計件数・金額等をファクシミリで通知してください。当金庫はこの通知の受信をもって振込み依頼の確認とします。
  - ③ 当金庫で受信したパスワード、ファイルアクセスキーおよびセンター確認コードが、届出のパスワード、ファイルアクセスキーおよびセンター確認コードと一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
  - ④ 伝送されたデータに瑕疵がある場合は、当金庫と協議のうえ再送を行うものとします。
  - ⑤ 当金庫がデータを受信した後においては、原則データの取消又は変更は行わないものとします。
- (5) 当金庫は、前項②の通知確認後、前項①の振込明細にもとづき振込指定日に振込手続きを行います。
- (6) 当金庫は、振込受取人に対し入金通知は行いません。

### 3. データ伝送時限

- |      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 総合振込 | 振込指定日の前営業日の14時までにデータ伝送を完了してください。  |
| 給与振込 | 振込指定日の3営業日前の17時までにデータ伝送を完了してください。 |
| 口座振替 | 振替指定日の3営業日前の17時までにデータ伝送を完了してください。 |

### 4. 資金決済

- (1) 依頼人は本サービスによる振込資金および振込手数料は、総合振込の場合は振込指定日の前営業日までに、給与振込の場合は3営業日前までに支払い指定口座に預入するものとします。
- (2) 当金庫は、上記資金を振込通知発信日（総合振込の場合は振込指定日、給与振込の場合は振込指定日の2営業日前）に、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定またはカードローン契約規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の呈示なしに、支払指定口座から引き落とします。

### 5. 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料および振込手数料を支払ってください。
- (2) 基本手数料は、当金庫所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または小切手の呈示なしで手数料引落口座から自動的に引き落とします。

## 6. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱が遅延したり、不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が最終確認電文を受信する前に回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱による伝送の受付の際送信されたパスワード、ファイルアクセスキーおよびセンター確認コードと、届出のパスワード、ファイルアクセスキーおよびセンター確認コードとの一致を確認して取扱いましたうえは、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。
- (3) 本サービスにもとづく委託事務の取扱について、当金庫の責に帰することの出来ない事により生じた損害については、その損害賠償の責を負わないものとします。

## 7. 届出事項の変更

パスワード、支払指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. 通知、照会の連絡先

- (1) 当金庫がおお客様に対し、本サービスに係る通知、照会、確認等を行う場合には、お客様が当金庫に届出た住所、電話番号、Eメールアドレス等を連絡先とします。
- (2) 当金庫が前項の連絡先にあてて通知、照会、確認等を行った場合は、前条の変更届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、これによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。また、当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

## 9. 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

## 10. サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

## 11. 解約

この取扱は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。

## 12. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 13. 規定の準用

本規定に定めない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取り扱います。

14. 規定の変更

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

15. 紛議解決の協力

依頼人および当金庫は、データ授受に関して生じた問題の解決にあたり、その責任の範囲が明確でない場合は、当金庫の機械記録をもとにその問題解決にあたるものとします。

16. 契約期間

この契約期間は当初の契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

2021年12月1日